

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【会社名】 図書印刷株式会社

【英訳名】 Tosho Printing Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川田和照

【本店の所在の場所】 東京都北区東十条三丁目10番36号

【電話番号】 03(5843)9849

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CSR本部長 中村 克美

【最寄りの連絡場所】 東京都北区東十条三丁目10番36号

【電話番号】 03(5843)9849

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CSR本部長 中村 克美

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第107回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 当社と凸版印刷株式会社との株式交換契約承認の件

当社および凸版印刷株式会社(以下「凸版印刷」という)は、2019年5月13日開催の両社の取締役会において、凸版印刷を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という)を行うことを決議し、同日付で両社間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」という)を締結したため、本株式交換契約について承認をお願いするものであります。

本株式交換の効力発生日は、2019年8月1日を予定しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

第107期の期末配当につきましては、普通配当4円とするものであります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 4円 総額 171,125,956円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、川田和照、高坂範之、矢野誠之、藤野俊二、金子 眞吾、太田貴久、大内哲夫、岡沢宏和、北村信彦、大野 仁、内藤 平の11氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、萩原恒昭氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、川俣 尚高氏を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 沖津仁彦、稲川好昭の両氏および退任監査役 杵村勝博氏に対し当社における一定の基準に従い退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	334,087	18,311	28,666	(注2)	可決 87.26
第2号議案	352,065	361	28,638	(注1)	可決 91.95
第3号議案					
川田 和照	329,087	51,977	0	(注3)	可決 85.95
高坂 範之	344,074	36,990	0		可決 89.86
矢野 誠之	344,074	36,990	0		可決 89.86
藤野 俊二	344,074	36,990	0		可決 89.86
金子 眞吾	345,784	35,280	0		可決 90.31
太田 貴久	344,074	36,990	0		可決 89.86
大内 哲夫	344,074	36,990	0		可決 89.86
岡沢 宏和	345,790	35,274	0		可決 90.31
北村 信彦	343,809	37,255	0		可決 89.80
大野 仁	321,750	59,314	0		可決 84.03
内藤 平	342,454	38,610	0	可決 89.44	
第4号議案	312,974	68,090	0	(注3)	可決 81.74
第5号議案	333,007	48,057	0	(注3)	可決 86.97
第6号議案	310,599	70,475	0	(注1)	可決 81.12

(注1) 議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注3) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算していません。